

## 1 学びの基礎を徹底する

### 1 「確かな学力」の定着と伸長（指導部）

#### (1) 「児童・生徒の確かな学力向上を図るための調査」の実施

##### ア 調査の目的

- (ア) 都教育委員会は、児童・生徒の学力の定着状況を把握し、全都における教育行政施策に生かす。
- (イ) 区市町村教育委員会は、教育課程や指導方法等に関する自地区の課題及び解決策を明確にし、教育行政施策に生かす。
- (ウ) 各学校は、教育課程や指導方法等に関わる自校の課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の学力向上を図る。
- (エ) 都教育委員会は、都民に対し、東京都の公立小・中学校における児童・生徒の学力の状況について、広く理解を求める。

##### イ 調査の内容及び実施学年

- (ア) 「学習指導要領に示されている目標や内容」の実現状況及び「読み解く力」の定着状況を把握するための内容＜<sup>しっかい</sup>悉皆調査・自校採点＞
    - 小学校第5学年：国語、社会、算数、理科の4教科
    - 中学校第2学年：国語、社会、数学、理科、英語の5教科
  - (イ) 児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境など学習に関する意識や生活習慣に関する内容
  - (ウ) 学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備に関する内容
- (2) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等についての説明会の開催
- 学力調査の意図、採点のポイント及び問題の趣旨、問題内容、並びに調査の分析結果、授業改善のポイントに関する説明会を東京都内の全ての小・中学校等の教員及び区市町村教育委員会の指導主事を対象に開催する。
- (3) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」報告書及び指導資料の作成・配布
- 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果の分析を行うことにより、課題を明らかにし、その解決策としての授業改善のポイントを明示した報告書及び授業改善のポイントを分かりやすく説明した指導資料を作成し、都内全区市町村教育委員会及び都内全公立小・中学校等に配布し、学校における授業改善の具体的な取組を支援する。
- (4) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置
- 東京都の学力向上施策に関する検討を行う検討委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を設置することにより、都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化する。
- (5) 都及び国の学力調査の結果を生かした「授業改善推進プラン」を活用した授業改善の推進
- 都内の全公立小・中学校において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生か

して児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に応じた具体的な方策を示した「授業改善推進プラン」を区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層、充実させていく。

また、各学校は、児童・生徒や保護者、地域住民、都民に「授業改善推進プラン」を積極的に公開することで、自校の教育活動への理解と協力を求め、学校・家庭・地域が一体となって、児童・生徒の学力向上を図っていく。

(6) 学校訪問の実施

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果に基づき、学力に課題のある学校の授業改善の取組を支援するために、国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して学校訪問し、指導・助言を行う。

(7) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供〈メールマガジンの配信〉

児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、都教育委員会が有する先進情報等を定期的に配信して、学校や教員の教育活動を支援する。

(8) 「学力向上パートナーシップ事業」

中学校1校とその近隣の小学校2校程度からなる重点地区を指定し、区市教育委員会と連携して、重点教科（国語又は算数・数学）を中心に、基礎的・基本的事項の定着に課題のある児童・生徒への効果的な指導方法の開発に資する調査研究を行う。

(9) 「東京ベーシック・ドリル事業」

「小学校第4学年までに、身に付けさせる必要がある内容」に関する教材の活用を通して、基礎的・基本的な事項の徹底を図る。

(10) 効果的な習熟度別指導の推進【新規】

指導体制の充実など全ての学校に対して必要な支援を行うとともに、各学校における、児童・生徒の「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、習熟の程度に応じた学習指導に関わる指導方法・指導体制及び校内での習熟度別指導の推進体制等の充実を図り、効果的な習熟度別指導を全都的に展開する。

## 2 「都立高校学カスタンダード」活用事業（指導部）

全ての都立高校において、「都立高校学カスタンダード」を基に自校の学カスタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導を行う。学力向上開拓推進事業で築いた「指導と評価のPDCA」サイクルにより、授業改善と生徒の学力向上を図る。

(1) 全都立高校による、自校の学カスタンダードの作成及び学カスタンダードに基づく学習指導の実施

ア 学カスタンダード推進委員の設置

イ 「都立高校学カスタンダード」に基づいた自校の学カスタンダードの作成

ウ 学カスタンダードに基づく組織的な学習指導体制の確立

エ 学カスタンダードに基づく各教科の指導計画・報告書の作成

オ 各校独自の学力調査の実施と分析

カ 「都立高校学カスタンダード学力調査」の目標値を基に自校の目標値を設定

キ 学力調査の結果分析の活用

## ク 学力スタンダード推進協議会の開催

### (2) 学力調査の作成・実施

学力スタンダードに基づく学習指導による生徒の学力の定着を客観的に把握するため、「都立高校学力スタンダード学力調査」を実施する。調査結果に基づき繰り返し指導することで学力の定着を図るとともに、自校の学習目標設定や指導体制、指導・評価方法を検証し、改善を図る。

ア 教員で構成する「都立高校学力スタンダード学力調査」作成委員会の設置

イ 委託業者と共同で学力調査の企画、検討、問題作成を実施

ウ 都立高校学力スタンダードに基づく3段階の問題の作成、目標値・最低目標値の設定

エ 「学力調査個人票」による、学力調査結果の生徒へのフィードバックとその活用

### (3) 「都立高校学力スタンダード」推進校事業の実施

「都立高校学力スタンダード」に基づいた学習指導の実践研究を行い、その成果を都立高校全体の授業改善と学力向上に役立てるため、推進校事業を実施する。

ア 第2学年における「都立高校学力スタンダード」に基づいた自校の「学力スタンダード」の作成

イ 「学力スタンダード」に基づく組織的な学習指導体制の強化・充実

ウ 「都立高校学力スタンダード学力調査」の結果分析とその効果的な活用

## 3 進学指導重点校等における進学対策の推進（都立学校教育部・指導部）

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校10校を加えた36校による進学指導研究協議会参加校を対象に、進学対策の充実のために必要な支援を行う。

### (1) 指定校

ア 進学指導重点校 7校（指定期間：平成25年度～29年度）

※青山高校のみ平成25年度～26年度

イ 進学指導特別推進校 6校（指定期間：平成25年度～29年度）

ウ 進学指導推進校 13校（指定期間：平成25年度～29年度）

### (2) 進学指導コンサルティング事業の実施【新規】

外部機関のアドバイザーにより、各学校の教科指導体制や指導計画等に対する課題の抽出と改善案の提示を行う進学指導コンサルティング事業を、年間9校を対象に実施する。

### (3) 進学指導研究協議会における教科主任部会の実施

教科主任の職務内容、所属校の生徒の学力の分析方法、学力向上のための指導計画の立案、教科指導法等について学ぶために設置している教科主任部会を5教科でそれぞれ実施する。

### (4) 巡回指導員による指導・助言の実施

教科指導や進学指導に関する専門的な知識を有する専務的非常勤職員を各学校に定期的に派遣し、進学指導に関わる事務や諸課題に対する指導・助言を通して、各学校の進学指導の事務の効率化を図る。